

焼却炉の維持管理記録【焼却炉への廃棄物投入量】

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)投入実績(単位t)

産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃アルカリ	696.7	452.7	517.2	579.9	341.2	500.4	700.6	477.3	295.5	220.5	384.6	470.6	5,637.2

特別管理産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃油	254.5	166.6	190.8	215.0	128.0	188.3	254.4	177.4	114.2	78.1	138.5	167.7	2,073.5

投入計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	951.2	619.3	708.0	794.9	469.2	688.7	955.0	654.7	409.7	298.6	523.1	638.3	7,710.7

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)投入実績(単位t)

産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃アルカリ	641.8	349.6	270.8	437.6	331.1	353.1	225.5	486.4	308.3	146.1	320.6	392.8	4,263.7

特別管理産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃油	237.2	134.6	157.9	157.9	121.4	128.1	81.8	150.4	102.4	56.0	127.5	147.4	1,602.6

投入計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	879.0	484.2	428.7	595.5	452.5	481.2	307.3	636.8	410.7	202.1	448.1	540.2	5,866.3

令和6年度(令和4月1日～令和7年3月31日)投入実績(単位t)

産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃アルカリ	253.9	186.1	414.6	347.3	361.3	398.6	387.5	457.6	388.8	306.4	347.8	521.4	4,371.3

特別管理産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃油	100.1	65.9	139.7	125.5	141.9	146.6	84.8	164.3	140.6	110.0	120.6	188.5	1,528.5

投入計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	354.0	252.0	554.3	472.8	503.2	545.2	472.3	621.9	529.4	416.4	468.4	709.9	5,899.8

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)投入実績(単位t)

産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃アルカリ	365.0	257.3	454.0	344.0	0.0	220.4	515.5	23.2	337.4				2,516.8

特別管理産業廃棄物

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃油	140.1	95.5	168.3	122.1	0.0	88.4	195.2	8.4	122.3				940.3

投入計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	505.1	352.8	622.3	466.1	0.0	308.8	710.7	31.6	459.7	0.0	0.0	0.0	3,457.1

富士フイルムワコーケミカル株式会社 平塚工場

焼却炉の維持管理記録【測定記録】

規制項目	基準	年度	測定頻度 1回/6ヶ月							
			令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			測定場所 煙道							
年月日 測定日 計量証明日	令和4年 8月26日 9月27日	令和5年 3月10日 4月5日	令和5年 8月13日 10月2日	令和6年 3月29日 5月1日	令和6年 8月27日 9月27日	令和7年 3月10日 4月10日	令和7年 9月22日 10月15日	令和8年 月日		
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度	硫黄酸化物 v/vppm	国: 133 自主: 120	0.67 未満	0.64 未満	0.67 未満	0.76 未満	0.67 未満	0.62 未満	1.3 未満	
	ばいじん g/Nm ³	国: 150 自主: 71	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	0.0011 未満	0.0012 未満	
	塩化水素 mg/Nm ³	国: 200 自主: 77	1.0	1.70	2.5	4.3	0.59 未満	1.8	1.5	
	窒素酸化物 v/vppm	国: 250 自主: 153	89	60	75	54	120	110	150	
※排ガスを湿式処理していますので、ばいじんは冷却設備、排ガス処理設備に堆積しません。										
memo										

規制項目	基準	年度	測定頻度 4回/年							
			令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			測定場所 煙道							
測定日 計量証明日 計量証明受取	2022/5/22 2022/6/6 2022/6/16	0.00000016	2023/5/22 2023/6/6 2023/6/16	0.0000059	2024/5/12 2024/6/3 2024/6/13	0.0004	2025/6/17 2025/7/2 2025/7/12	0.0000097		
ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm ³ ダイオキシン類の 測定は煙突	国: 5 自主: 0.5	①測定日 計量証明日 計量証明受取	2022/8/26 2022/9/12 2022/9/22	0.00000043	2023/8/31 2023/9/15 2023/9/25	0.00000011	2024/8/27 2024/9/13 2024/9/23	0.000013	2025/9/22 2025/10/8 2025/10/1	0.000021
		③測定日 計量証明日 計量証明請地	2022/12/1 2022/12/16 2022/12/26	0.00023	2023/12/4 2023/12/19 2023/12/29	0.000011	2024/11/18 2024/11/23 2024/11/13	0.000016		
		④測定日 計量証明日 計量証明受取	2023/3/10 2023/3/31 2023/4/10	0.00012	2024/3/29 2024/4/19 2024/4/29	0.00000014	2025/3/10 2025/3/26 2025/4/5	0.000013		
		memo								
平成23年5月16日～平成24年11月12日迄は生物検定法、以降は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法による。										

規制項目	基準	年度	連続測定			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
燃焼ガス温度 ℃	国: 800℃以上 自主: 900℃以上		4月1日～3月31日の値 934℃～1035℃	4月1日～3月31日の値 910℃～1069℃	4月1日～3月31日の値 988℃～1024℃	4月1日～12月31日の値 988℃～1031℃
排ガス温度 ℃	国: 200℃以下 自主: 100℃以下		4月1日～3月31日の値 87℃～99℃	4月1日～3月31日の値 88℃～96℃	4月1日～3月31日の値 72℃～98℃	4月1日～12月31日の値 78℃～97℃
排ガス中のCO濃度 ppm	国: 100以下 自主: 98以下		4月1日～3月31日の値 0ppm～81ppm	4月1日～3月31日の値 0ppm～63ppm	4月1日～3月31日の値 0ppm～86ppm	4月1日～12月31日の値 0ppm～92ppm
memo						
・燃焼温度測定場所は焼却炉2F熱電対。排ガス温度の測定場所は屋外1Fの排ガス温度記録計で測定。排ガス中のCOの測定場所は2F煙突から採取し ・1F1Fの排ガス濃度記録計で測定。 ・ボイラー室1Fの計装制御盤にて確認						

焼却炉の維持管理記録【施設の点検記録】

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

日付	異常の有無	4月 措置内容と日付	異常の有無	5月 措置内容と日付	異常の有無	6月 措置内容と日付	異常の有無	7月 措置内容と日付	異常の有無	8月 措置内容と日付	異常の有無	9月 措置内容と日付
1	無		無		無		無		無		有	緊急停止(A廃液ポンプ圧力低下)→バーナー交換等
2	無		無		無		無		無		有	緊急停止(A廃液ポンプ圧力低下)→A廃液ポンプ整備等
3	無		無		無		無		無		無	
4	無		無		有	インターロック停止(助燃料元圧力LL)→復帰	無		無		無	
5	無		無		無		無		無		有	消炎→A廃液配管詰まり復帰対応等
6	無		無		無		無		無		無	
7	無		無		無		無		無		無	
8	無		無		無		無		無		無	
9	無		無		無		無		無		無	
10	無		無		無		無		無		無	
11	無		無		無		無		無		無	
12	無		無		無		無		無		有	液質変動によりCO発生あり
13	無		無		無		無		無		無	
14	無		無		無	計画停止	無		無		無	
15	無		無	着火/昇温 廃液投入開始	無		無		無		無	
16	無		無		無		無		無		無	
17	無		無		無		無		無	着火/昇温 廃液投入開始	無	
18	無		無		無		無		無		無	
19	無		無		無		無		無		無	
20	無		無		無		無		無		無	
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無		無		無	計画停止	無		無	計画停止
23	無		無		無		無		無		無	
24	無		無		無		無		無		無	
25	無	計画停止	無		無	着火/昇温 廃液投入開始	無		無		無	
26	無		無		無		無		無		無	
27	無		無		無		無		無		無	
28	無		無		無		無		無		有	炉内圧力低下の為緊急停止
29	無		無		無		無		無		有	着火/廃液投入→炉内圧力低下の為停止
30	無		無		無		無		無		有	一設備点検し異常箇所処置後に廃液投入
31	無		無		無		無		無		無	

日付	異常の有無	10月 措置内容と日付	異常の有無	11月 措置内容と日付	異常の有無	12月 措置内容と日付	異常の有無	1月 措置内容と日付	異常の有無	2月 措置内容と日付	異常の有無	3月 措置内容と日付
1	無		無		無		無		無		無	点火
2	無		無		無		無		無		無	廃液投入
3	無		無	計画停止	無		無		無		無	
4	無		無		無		無		無		無	
5	無		無		無		無		無		無	
6	無	着火/昇温 廃液投入開始	無		無		無		無		無	
7	無		無		無		無		無		無	
8	無		無		無		無		無		無	
9	無		無		無		無		無		無	
10	無		無		無		無		無		無	
11	有	スレーナー詰まりによるBC廃液流量低下あり	無		無		無		無		無	
12	無		無		無	計画停止	無		無		無	
13	無		無		無		無		無		無	
14	無		無		無		無		無		無	
15	無		無	着火/昇温、昇温中消炎あり 廃液投入開始	無		無		無		無	
16	無		無		無		無		無		無	
17	無		無		無		無		無		無	
18	無		無		無		無		無		無	
19	無		無		無		無		無		無	
20	無		無		無		無		無		無	
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無		有	消炎(A廃液スレーナー詰まり)→スレーナー清掃	無		無		無	
23	無		無		無		無		無		無	
24	無		無		無		無	着火/昇温、昇温中消炎あり 廃液投入開始	無		無	
25	無		無		無		無		無		無	
26	無		無		無		無		無		無	
27	無		無		無		無		無		無	
28	有	緊急停止(炉内圧力変動・CO発生)→バーナー交換等	無		無		無		無		無	
29	有	液質変動によりCO発生あり	無		無		無		有	緊急停止(排ガス温度上昇)→バーナー交換等	無	
30	無		無		無		無		無		無	点火
31	無		無		無		無		無		無	廃液投入

各月の維持管理記録は、その月の翌月末までに公表します。

焼却炉の維持管理記録【施設の点検記録】

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

日付	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付
1	無	A腐液受けタンク溢れ検知器誤作動の為清掃	無	計画停止	無	炉内圧力変動およびフレーム電流低下の為重油投入	無		無	点火	無	計画停止
2	無		無		無		無		無	腐液投入	無	炉保全
3	無		無		無		無		無		無	
4	無		無		無		無		無	消炎・点火・腐液投入・重油投入	無	
5	無		無		無		無	点火	無	消炎・点火・腐液投入・重油投入	無	
6	無		無		無		無	腐液投入	無	計画停止	無	
7	無		無		無		無		無		無	
8	無		無		無		無		無	保全作業	無	
9	無		無		無		無		無		無	
10	無		無		無		無		無		無	
11	無		無		無	熱電対A側配管補修	無		無		無	
12	無		無	熱電対A側エアブロー配管修理	無	計画停止	無		無	夏休み	無	
13	無		無		無		無		無	夏休み	無	
14	無	スクラバータンク内泡の為井水シャワー噴霧	無		無		無		無	夏休み	無	
15	無		無		無		無		無	夏休み	無	
16	無		無	熱電対A側エアブロー配管保温取付	無		無		無	夏休み	無	点火
17	無		無	点火	無		無		無	夏休み	無	腐液投入
18	無		無	腐液投入	無		無		無	夏休み	無	
19	無		無		無		無		無	夏休み	無	
20	無		無		無		無		無	夏休み	無	
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無		無		無		無		無	
23	無		無		無		無		無		無	
24	無	計画停止	無		無		無	計画停止	無	点火	無	
25	無		無		無		無	保全作業	無	腐液投入	無	
26	無		無		無		無		無		無	
27	無		無		無		無		無		無	
28	無		無		無	炉内点検(業者)	無		無		無	
29	無		無		無	炉内点検(業者)	無		無		無	
30	無	A側熱伝対配管修理	無		無		無		無		無	
31	無		無		無		無		無		無	

日付	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付	異常の有無	措置内容と日付
1	無		無		無		無	年末年始休眠	無		無	計画停止
2	無		無		無		無	年末年始休眠	無		無	
3	無		無		無		無	年末年始休眠	無		無	
4	無	計画停止	無		無		無	年末年始休眠	無		無	着火
5	無	炉保全作業	無		無		無	年末年始休眠	無	緊急停止(アトマイザー配管凍結)	無	
6	無		無		無		無	年末年始休眠	無	着火・消炎	無	
7	無		無		無		無	年末年始休眠	無	腐液投入	無	
8	無		無		無		無	年末年始休眠	無		無	
9	無		無		無		無		無		無	
10	無		無	計画停止	無		無		無		無	
11	無		無	保全作業	無		無		無		無	
12	無		無		無	計画停止	無		無		無	
13	無		無		無		無		無		無	
14	無		無		無		無		無		無	
15	無		無		無		無		無	計画停止	無	計画停止
16	無		無		無		無		無		無	
17	無		無		無		無		無		無	
18	無		無		無		無		無		無	
19	無		無		無		無		無		無	
20	無		無		無		無		無		無	
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無	点火(消炎あり)	無		無		無		無	
23	無		無	腐液投入	無		無		無		無	
24	無		無		無		無		無		無	
25	無	点火	無		無		無	点火	無		無	着火
26	無	腐液投入	無		無		無	腐液投入	無		無	
27	無		無		無	年末年始休眠	無		無		無	
28	無		無		無	年末年始休眠	無		無		無	
29	無		無		無	年末年始休眠	無		無		無	
30	無		無		無	年末年始休眠	無		無		無	
31	無		無		無	年末年始休眠	無		無		無	

各月の維持管理記録は、その月の翌月末までに公表します。

焼却炉の維持管理記録【施設の点検記録】

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

日付	異常の有無	4月 措置内容と日付	異常の有無	5月 措置内容と日付	異常の有無	6月 措置内容と日付	異常の有無	7月 措置内容と日付	異常の有無	8月 措置内容と日付	異常の有無	9月 措置内容と日付
1	無		無	GW休憩	無		無	保全作業	無	夏季休暇	無	
2	無		無	GW休憩	無		無	保全作業	無	夏季休暇	無	
3	無		無	GW休憩	無		無	保全作業	無	夏季休暇	無	
4	無		無	GW休憩	無		無	未着火	無	夏季休暇	無	
5	無		無	GW休憩	無		無	廃液投入、緊急停止	無		無	
6	無		無	GW休憩	無		無		無		無	炉保全作業
7	無		無	計画停止	無		無		無		無	
8	無		無		無		無		無		無	
9	無		無		無		無		無		無	
10	無		無		無		無		無		無	
11	無		無		無		無		無		無	
12	無		無		無		無		無		無	
13	無	計画停止	無		無	重油ポンプ圧力計交換	無		無	点火、廃液投入、消炎	無	
14	無	保全作業	無		無		無		無	点火、廃液投入、消炎	無	
15	無		無		無		無		無	点火、廃液投入、消炎	無	
16	無		無	点火	無		無		無		無	
17	無		無	廃液投入	無		無		無		無	
18	無		無		無		無		無	点火、廃液投入、消炎	無	点火
19	無		無		無		無	計画停止	無		無	廃液投入
20	無		無		無		無		無		無	
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無		無	計画停止	無		無	点火、廃液投入、消炎	無	
23	無		無	消炎	無		無		無		無	
24	無		無		無		無		無		無	
25	無		無		無		無		無		無	
26	無		無		無		無		無		無	
27	無	GW休憩	無		無		無	夏季休暇	無		無	
28	無	GW休憩	無		無		無	夏季休暇	無		無	
29	無	GW休憩	無		無		無	夏季休暇	無		無	
30	無	GW休憩	無		無		無	夏季休暇	無		無	
31	無		無	廃液投入	無		無	夏季休暇	無	消炎、点火、廃液投入	無	

日付	異常の有無	10月 措置内容と日付	異常の有無	11月 措置内容と日付	異常の有無	12月 措置内容と日付	異常の有無	1月 措置内容と日付	異常の有無	2月 措置内容と日付	異常の有無	3月 措置内容と日付
1	無		無	計画停止	無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無	計画停止
2	無	緊急停止(熱電対交換)	無		無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無	計画停止
3	無		無		無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無	計画停止
4	無		無		無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無	計画停止
5	無		無		無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無	計画停止
6	無		無		無		無	保全作業	無	計画停止	無	点火
7	無		無		無		無	保全作業	無	計画停止	無	廃液投入
8	無		無		無		無	保全作業	無	計画停止	無	
9	無		無		無		無	保全作業	無	点火、消炎	無	
10	無		無		無		無	保全作業	無	点火、廃液投入	無	
11	無		無	点火	無		無	保全作業	無	消炎	無	
12	無		無	廃液投入	無		無	保全作業	無	廃液納入	無	
13	無		無		無		無	保全作業	無		無	
14	無		無		無	消炎(ストレーナー詰ま、廃液投入)	無	保全作業	無		無	
15	無		無		無		無	保全作業	無		無	
16	無		無		無	停電、消炎、廃液投入	無	点火	無		無	計画停止
17	無		無		無		無		無		無	計画停止
18	無	消炎(場落下)、廃液投入	無		無		無		無		無	計画停止
19	無	消炎(場落下)、廃液投入	無		無		無		無		無	点火
20	無		無	消炎(燃焼用ストレーナー詰まり清掃)、廃液投入	無	計画停止	無		無		無	廃液投入
21	無		無		無		無		無		無	
22	無		無		無		無	消炎、廃液投入	無		無	
23	無	計画停止	無		無		無		無	計画停止	無	
24	無	炉・保全作業	無		無		無		無	計画停止	無	
25	無		無		無		無		無	計画停止	無	
26	無		無		無		無		無	計画停止	無	
27	無		無		無		無		無	計画停止	無	
28	無		無		無	年末年始休暇	無		無	計画停止	無	
29	無		無		無	年末年始休暇	無		無		無	
30	無		無		無	年末年始休暇	無	計画停止	無		無	
31	無		無		無	年末年始休暇	無		無		無	

焼却炉の維持管理記録【施設の点検記録】

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

日付	異常の有無	4月 措置内容と日付	異常の有無	5月 措置内容と日付	異常の有無	6月 措置内容と日付	異常の有無	7月 措置内容と日付	異常の有無	8月 措置内容と日付	異常の有無	9月 措置内容と日付
1	無	運転中	無	春季休み	無	運転中	無	保安作業	無	夏休み	無	計画停止
2	無		無	春季休み	無		無	点火	無	夏休み	無	〃
3	無		無	春季休み	無		無		無	夏休み	無	無
4	無		無	春季休み	無		無	廃液投入	無	夏休み	無	無
5	無		無	春季休み	無		無	調整	無	保安作業	無	無
6	無		無	春季休み	無		無		無	〃	無	無
7	無		無	春季休み	無		無	廃液投入	無	〃	無	無
8	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
9	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
10	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
11	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
12	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
13	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
14	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
15	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
16	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
17	無		無	保安	無		無		無	〃	無	無
18	無	計画停止	無	保安	無		無	計画停止	無	〃	無	点火
19	無	保安作業	無	保安	無		無	保安作業	無	〃	無	無
20	無		無	点火	無	計画停止	無		無	〃	無	無
21	無		無	廃液投入	無		無		無	〃	無	無
22	無		無		無	焼却炉保安作業	無		無	〃	無	無
23	無		無		無		無		無	〃	無	緊急停止(配管腐食)
24	無		無		無		無		無	〃	無	点火
25	無		無		無		無		無	〃	無	廃液投入
26	無	GW休暇	無		無		無	夏休み	無	〃	無	無
27	無	GW休暇	無		無		無	夏休み	無	〃	無	無
28	無	GW休暇	無		無		無	夏休み	無	〃	無	無
29	無	GW休暇	無		無		無	夏休み	無	〃	無	無
30	無	GW休暇	無		無		無	夏休み	無	〃	無	無
31	無		無		無		無	夏休み	無	〃	無	無

日付	異常の有無	10月 措置内容と日付	異常の有無	11月 措置内容と日付	異常の有無	12月 措置内容と日付	異常の有無	1月 措置内容と日付	異常の有無	2月 措置内容と日付	異常の有無	3月 措置内容と日付
1	無		無	計画停止	無	計画停止	無		無	無	無	無
2	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
3	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
4	無		無	〃	無	点火	無		無	無	無	無
5	無		無	〃	無	廃液投入	無		無	無	無	無
6	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
7	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
8	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
9	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
10	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
11	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
12	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
13	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
14	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
15	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
16	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
17	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
18	無		無	〃	無		無		無	無	無	無
19	無		無	点火	無	計画停止	無		無	無	無	無
20	無		無	廃液投入	無	〃	無		無	無	無	無
21	無		無		無	〃	無		無	無	無	無
22	無		無	計画停止	無	〃	無		無	無	無	無
23	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
24	無	計画停止	無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
25	無	焼却炉保安	無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
26	無		無	〃	無	年末年始休暇	無		無	無	無	無
27	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
28	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
29	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
30	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無
31	無		無	〃	無	〃	無		無	無	無	無

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

(1/3)

区分		産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
共通基準	第十二条の六 一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物は製造工程から発生する廃液であり、組成は一定しています。計量は貯蔵タンクについて液面計で計量を2時間毎に行います。又、廃棄物の性状の分析を1回/月行います。
	二	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	処理量を調整するため、自動弁、流量計を設け処理能力を超えた場合には、自動的に処理量を制限して処理能力を超えないようにします。（別紙「非定常時の想定と処置内容」1、2参照）
	三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	焼却施設の周囲には、h=150mmの流出防止堤を設け、廃棄物が施設の外へ流出するのを防止します。（別紙「配置図」「防液堤容量計算書」参照） 又、流出等の異常発生時には、施設の運転を中止し、廃棄物の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。
	四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	添付、維持管理マニュアルに従い点検、機能検査を定期的に行います。（別紙「定常運転時の性能検査及び測定内容」参照）
	五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な装置を講ずること。	保管施設より移送はポンプに依る密閉圧送で、飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。
	六	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	処理施設内の床はコンクリート床とし、雨水、廃棄物等が滞留しないように傾斜をつけます。
	七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとして、ブロワー、コンプレッサーがありますが、これらは、鉄筋コンクリート基礎上に設置し、建屋内に収納し周囲の環境を損なわないようにします。
	八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水は中間処理施設内で中和処理後、その他の工場排水と合流したところで、PHを継続的に測定管理しています。また、1日1回サンプリングをしてCODの測定を実施します。（別紙「非定常時の想定と処置内容」3参照）
	九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること	点検、検査記録を作成し、三年間保存します。
個別基準	第十二条の七 5	一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度）以上に保つこと。	焼却炉下部に熱電対温度計を設備し、焼却炉出口温度がおおむね1000℃となる様に焼却炉頂部に設けた助燃料装置で、炉内温度の調整を行います。但し、助燃料装置にてA廃液を所定量焼却すると炉内温度が1000℃を超えてしまうため、冷却水を噴霧して炉内温度が1000℃になる様に調節します。また、万一A廃液の発熱量が不足して炉内温度が1000℃に満たない場合はA重油を添加し、1000℃になる様にします。（別紙「非定常時の想定と処置内容」4参照）
		三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに措置を講ずること	廃油の保管施設及び処理施設廻り以下消防法に準じた流出防止堤を設けます。（別紙「保管タンクの漏洩対策」参照）又、床はコンクリート床とし、廃油の浸透を防止します。1回/月目視により点検を行い流出防止堤に異常を認めた場合には速やかに修復するものとします。

①

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

区分	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
第四条の五	二 焼却施設にあっては、次のとおりとする。	
	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	焼却炉は、外部と遮断された構造とします。 又、A廃液・BC廃液の配管には流量計と調節弁を設置し、焼却炉への投入量を調節します。
	ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間2秒以上とし、有機物を完全酸化分解させます。
	ホ 運転を開始する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する際の焼却炉の昇温にはA重油を使用します。 A廃液を所定量焼却すると炉内温度が1000℃を超えてしまうため、冷却水を噴霧して、炉内温度が1000℃となる様に調節します。また、万一A廃液の発熱量が不足して炉内温度が1000℃に満たない場合はA重油を添加し、1000℃になる様にします。
	ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	焼却炉の運転を停止する場合は、BC廃液の投入を停止し、また助燃料をA重油のみとしたのち、1000℃から1050℃程に炉内温度を上げて1時間程保持し、廃棄物を燃焼し尽くします。
	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉下部に熱電対温度計を設置し、記録計を設けます。
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	燃焼ガスは、焼却炉出口でクエンチャーにより一気に100℃以下(約88℃)まで冷却します。 (別紙「非定常時の想定と処置内容」5参照)
	リ 集じん器に流入する燃焼ガス温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	チャンバー出口排ガス温度を測定し、記録計に取り入れます。
	ス 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガスを湿式処理していますので、ばいじんは、冷却設備、排ガス処理設備にたい積しません。
	ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下になるようにごみを焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり有機物を完全酸化分解させます。 (別紙「非定常時の想定と処置内容」6参照)
	ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続測定のできる一酸化炭素濃度計を設置し測定値を記録計に取り入れます。
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり有機物を完全酸化分解させます。 (一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの 5ng/Nm ³)	

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

区分	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
	カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、及び窒素酸化物に係わるものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	本維持管理マニュアルにしたがい測定、記録をします。
	コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり、有機物を完全酸化分解をさせます。 また、排ガスはばい煙処理設備により、生活環境保全上の支障が生じないように排出します。
	ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの洗浄及び冷却を行った水は、ホバーホー水が密閉配管により循環水タンクに流入するため飛散及び流出することはありません。
	ケ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りではない。	燃焼ガスを湿式処理していますので、ばいじんと焼却灰に分離は出来ません。 ばいじん(NaCl)は、水溶性物質のため水に溶解し公共下水道に放流されます。
	ネ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	万一の火災に備えて、消火器を設置します。 (別紙「消火器配置図」参照)

産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表

(1/2)

区分		産業廃棄物処理施設の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
共通基準	第十二条 一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	添付廃液焼却炉架構造計算書のとおり、建築基準法、日本建築学会の鋼構造設計基準、鉄筋コンクリート造計算基準、基礎構造設計基準に従って設計し、構造耐力上安全です。
	二	第十一条第一項の規定により申請した処理能力を有すること。	申請した処理能力を定常的に処理する設備能力とします。
	三	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	添付フローシート及び廃液焼却施設の説明に示す様に、腐食対策として、排水、排ガスをラインの機器、配管は、ステンレス材を使用し、腐蝕を防止します。
	四	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	廃棄物は800℃以上（通常運転温度1000℃）の焼却温度で完全酸化分解させます。保管施設より移送ポンプに依る密閉圧送で、飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。また保管施設まわり及び、焼却施設まわりには防液堤を設けます。
	五	著しい騒音及び振動を発生し、周辺の生活環境を損なわないものであること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとして、ブロワー、コンプレッサーがありますが、これらは鉄筋コンクリート基礎上に設置し、建屋内に収納し周囲への環境を損なわないようにします。
	六	施設から排水を放流する場合、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。	当該中間処理施設内で、中和設備を設けます。また、当該中間処理施設で発生する排水は、中和処理後、その他の工場排水と合流した後、公共下水道に放流します。
	七	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	受入設備は、1日の最大処理量の2日分を保有することが出来ます。また、処理後の排水は中和処理後、その他の工場排水と合流した後、公共下水道へ放流するため、貯留設備はありません。
個別基準	第十二条の二 5	一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	
	イ	燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設あつては、千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	焼却炉下部に熱電対温度計を設備し、焼却炉出口温度が1000℃となる様に焼却炉頂部に設けた助燃料装置で、温度調整を行います。
	ロ	燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設あつては、千百度）以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	炉出口温度が800℃以下では、A廃液・BC廃液が投入きないよう遮断弁を設け、シーケンスで制御します。 焼却炉容量は、ばい煙発生施設計算書に示す様に滞留時間が二秒以上になるように燃焼室の容量を決定しています。
	二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	廃油の保管施設及び処理施設の廻りには、流出防止堤を設けます。又、床はコンクリート床とし、廃油の浸透を防止します。（別紙「保管タンクの漏洩対策」参照）	

施行規則 第十二条の二 5の続き
産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表

(2/2)

区分	産業廃棄物処理施設の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
<p>第四条 七</p>	<p>焼却施設にあっては、次の要件を備えていること。</p>	
	<p>イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。</p>	<p>焼却炉は、外部と遮断された構造とします。 A廃液・BC廃液の供給は、ポンプに依る密閉圧送で配管には流量計と自動調節弁を設置し、焼却炉へ一定量投入する様に調節します。</p>
	<p>ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る）が設けられていること。</p>	<p>燃焼室は、外気と遮断された構造とします。 通常は、焼却炉頂部に設けた助燃料装置にて炉内温度を調整しています。 万一、A廃液の発熱量が、不足した際にはA重油を添加することにより、所定温度（1000℃）になる様にします。 燃焼に必要な空気を適正に自動で供給できるように、ブロー、風量計及び自動ダンパーを設けます。</p>
	<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>焼却炉下部に熱電対温度計を設備し、記録計を設けます。</p>
	<p>ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することのできる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することのできる場合にあっては、この限りではない。</p>	<p>燃焼ガスは、焼却炉出口で 1000℃の排ガスを一気に 88℃まで急冷することのできるクエンチャーを設備します。</p>
	<p>ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガス温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>チャンバー出口排ガス温度を測定し、記録計に取り入れます。</p>
	<p>ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>排ガス処理設備として、減湿塔（湿式洗淨塔）、ベンチュリー・スクラバーを設備します。また、煙突には、窒素酸化物濃度、一酸化炭素濃度、酸素濃度を常時監視できる様に排ガス分析計を設備します。（別紙「非定常時の想定と処置内容」7参照）</p>
	<p>ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>連続測定のできる一酸化炭素濃度計を設置し測定値を記録計に取り入れます。</p>
	<p>チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を令第四条の二第二号ロの規定により厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合は、この限りでない。</p>	<p>燃焼ガスを湿式処理していますので、ばいじんと焼却灰に分離は出来ません。 ばいじん（NaCl）は、水溶性物質のため水に溶解したまま中和処理後、公共下水道へ放流されます。</p>
	<p>リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p>	<p>湿式処理のため灰出し設備がないため、飛散することはありません。</p>